

## 平成23年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の 実証運営業務仕様書

### 1. 業務の目的

環境省は、既に適用段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する環境技術実証モデル事業を平成15年度より実施してきた。その実績を踏まえ、平成20年度からは環境技術実証事業として本格実施している。

本業務は、その技術分野の一つである閉鎖性海域における水環境改善技術分野に関して、平成22年度環境技術実証事業実施要領（以下、実証事業実施要領という。）等に基づき、実証運営機関に技術実証に関する業務及び分野別ワーキンググループ（以下、分野別WGという。）の設置・運営を行わせる他、手数料徴収体制での技術実証試験の実証機関への実証試験の委託を行わせることを目的とする。

### 2. 業務の内容

平成23年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野実証運営機関（以下、請負者という。）として、次の業務を行う。なお、業務が円滑に実施されるよう、環境省との打合せを5回程度行う。

#### (1) 技術実証に関する業務

##### ①閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領（手数料徴収体制版）の作成

請負者は、分野別WGの意見を聞いて、平成23年度の閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領（手数料徴収体制版）（以下、実証試験要領（手数料徴収体制版）という。）を作成する。

##### ②平成23年度実証機関への委託

請負者は、平成22年度に選定され環境省の承認を得た平成23年度の実証機関予定者に下記（3）の業務を実施させるため、当該実証機関と委託契約を締結し、実証機関が実施する実証試験や技術実証委員会等の円滑な進捗が図られるよう管理する。なお、実証機関は2機関を予定する。

##### ③実証対象技術の承認

請負者は、実証機関が公募・審査した実証対象技術について、審査結果を確認の上、承認する。また、承認した審査結果について、環境省に報告する。

##### ④実証試験計画の確認

請負者は、実証機関が作成した実証試験計画について提出を受け、必要に応じて意見を述べる。

##### ⑤実証機関との打合せ等

請負者は、実証試験が適正に行われるよう、必要に応じ実証機関と打合せ（各機関と1回程度）及び実証試験現場の調査を行う。

#### ⑥手数料の徴収等

請負者は、原則として実証試験開始前に実証申請者から実証試験要領（手数料徴収体制版）及び実証試験計画に基づく実証試験に係る手数料を徴収するとともに、実証機関への支払い等適宜精算を行う。また、何らかの理由により実証試験が完了できなかった場合、又は実証試験途中における実証試験計画の変更等により申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、実証機関よりその経緯について説明を受け承認を行う。

#### ⑦実証試験結果報告書の確認

請負者は、実証機関が取りまとめた実証試験結果報告書について提出を受け、必要に応じて意見を述べる。また、実証試験結果報告書については、環境省に報告して承認を得る。

#### ⑧平成24年度実証対象技術への選定希望技術の募集

請負者は、平成24年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野実証対象技術への選定希望技術を募集する。

#### ⑨平成24年度実証機関の募集

請負者は、平成24年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野実証対象技術への選定希望技術の募集の結果を活用して平成24年度実証機関を募集する。

#### ⑩平成24年度実証機関の選定

請負者は、上記⑨に応募する機関を対象に、実証事業実施要領第2部第5章2. 実証機関選定の観点を検討し、平成24年度の実証機関予定者を選定する。なお、選定結果は、環境省に報告し承認を得ることとする。

### (2) 分野別WGの運営

上記業務の実施のため、実証事業実施要領等に基づき、分野別WGとして閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループを設置し、その運営等を行う。分野別WGは東京都23区内において3回程度開催するものとする。検討員は有識者(学識経験者等)6名程度より構成されるものとする。なお、検討員の委嘱手続き、分野別WGの日程調整、開催案内、会場の設営・片づけ等の庶務及びこれに係る経費並びに検討員への謝金、旅費の支給は請負者が行うものとするが、検討員の人選案、分野別WGの運営方針については環境省担当官に素案を示し、その指示に従うものとする。旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給するとともに、謝金は委員1人に対して1回当たり18,200円を支給するものとする。

### (3) 実証機関に実施させる業務

実証事業実施要領及び実証試験要領（手数料徴収体制版）に基づき、2（1）②で委託した実証機関に以下の業務を実施させる。

#### ① 技術実証委員会の設置・運営

実証事業実施要領及び実証試験要領（手数料徴収体制版）に基づき、有識者（学識経

験者等)により構成される技術実証委員会を設置し、委員会の運営を行う。委員は5名程度とし、委員会は年4回程度(実証現場開催1回を含む)開催する。なお、委員の人选、委員会の開催時期等については、実証運営機関及び必要に応じて環境省担当官と協議のうえ決定する。

#### ② 実証対象技術の公募・選定

実証事業実施要領及び実証試験要領(手数料徴収体制版)に基づき、実証対象技術の公募・選定を行う。また、公募にあたっては、請負者と協議の上、当該技術実証に係る手数料予定額を設定し、請負者に登録した上で、手数料予定額を明示して実証対象技術の公募を実施する。

実証対象技術の選定にあたっては、技術実証委員会における検討等を踏まえることとし、選定結果については、請負者の承認を得ることとする。実証対象技術の選定数は、1技術程度を予定する。

#### ③ 実証試験計画の作成

実証事業実施要領及び実証試験要領(手数料徴収体制版)に基づき、実証対象技術ごとに、実証試験計画を作成する。実証試験計画については、技術実証委員会で検討した上で作成することとし、作成後速やかに請負者に提出するものとする。請負者への提出部数は、技術ごとに20部(50頁程度)とする。

なお、必要に応じて、実証試験計画(案)の作成に係る業務については、外注しても差し支えない。その際、外部機関において実証試験計画(案)の作成が適切に行われるよう指導・監督を行うものとする。

#### ④ 実証試験の実施

実証事業実施要領、実証試験要領(手数料徴収体制版)及び実証試験計画に基づき、実証対象技術ごとに実証試験を行う。その際、実証試験の開始前に請負者と調整の上、当該実証試験に係る手数料の額及び納期期日を確定し申請者に通知する。なお、必要に応じて、実証試験に係る業務の一部を外注しても差し支えない。その際、外部機関において実証試験が適切に行われるよう指導・監督を行うものとする。

なお、何らかの理由により実証試験が完了できなかった場合、又は、実証試験途中において実証申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、環境省及び請負者からの承認を得た上で実証申請者と協議し、そこまでの試験に要した費用を精算し、実証申請者が納付すべき手数料額を確定する。

#### ⑤ 実証試験結果報告書の作成

実証事業実施要領及び実証試験要領(手数料徴収体制版)に基づき、技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を作成し、請負者に提出するものとする。請負者への提出部数は技術ごとに報告書20部(150頁程度)及び報告書の電子データを収納した電子媒体(CD-ROM又はDVD-ROM)2式(図面等電子媒体化できない部分を除く。)とする。

実証試験結果報告書は、請負者から環境省に報告され、環境省の承認を得た実証試験結果報告書を実証申請者に送付する。

なお、必要に応じて、実証試験結果報告書原案の作成に係る業務については、外注しても差し支えない。その際、外部機関において実証試験結果報告書原案の作成が適切に行われるよう指導・監督を行うものとする。

### 3. 業務履行期限

契約締結の日から平成24年3月30日までとする。

### 4. 成果物

実証試験計画書 20部（A4版50頁程度）

実証試験結果報告書 20部（A4版150頁程度）

実証運営業務成果報告書 20部（A4版200頁程度）

上記計画書及び各報告書の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）2式  
各報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

### 5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れる

こと。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

(6) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 7. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

## 1. 報告書の仕様及び記載事項

報告書の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成23年2月4日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針178頁、表3参照）及び「オフセット印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針179頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例に参考に、裏表紙に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ①日英対訳環境用語集（環境省担当官が提供する）
- ②環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ③法令用語については、日本法令英訳プロジェクトの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力には半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「°C」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「` `」→「' '」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 WindowsXP SP2 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2007 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2003 以下）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2003 以下）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は CD-ROM または DVD-ROM とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びディスクに必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。